

第37回あきる野市都市計画審議会議事録

日 時： 令和4年12月20日（火）
午後3時00分から
午後4時00分まで
場 所： あきる野市庁舎5階 504・505会議室

あきる野市都市計画審議会

第37回あきる野市都市計画審議会議事録

令和4年12月20日（火）

午後3時00分から

午後4時00分まで

あきる野市庁舎5階504・505会議室

【出席者】

（委員）

町田修二、松村博文、甲野富和、宮田明

浦野治光、大久保昌代、たばたあずみ、辻よし子、ひはら省吾

宮澤裕（代理 警防課長 舘岡栄史）、菊地敏晃（代理 交通課長 小崎和人）

高橋宏彰

小山正弘

（事務局）

有馬都市整備部長、山本都市計画課長

鈴木区画整理推進室長、野口課長補佐（計画係）、

井上主任（計画係）、稲場主事（計画係）

議事日程

1 開 会

2 市長挨拶

3 再任委員の紹介

4 会長選出

5 議 事

諮問案件

・秋多都市計画生産緑地地区の変更について

6 閉 会

事務局

年の瀬も押し迫り、本日は、大変お忙しいところ、第37回あきる野市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、扉を開放させていただいております。それでは、只今から第37回あきる野市都市計画審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、都市計画課課長補佐の野口と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております日程に基づきまして、初めに市長より挨拶を申し上げます。市長お願いいたします。

市長

皆さんこんにちは。

9月に新たに市長に就任いたしました中嶋でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、年末の大変お忙しい中を都市計画審議会にご参集賜り厚く御礼申し上げます。委員の皆様方には、日頃より市政の様々な場面でのお力添えと都市計画行政へのご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

市では、良好な市街地の形成を図るため、圏央道や都市計画道路などの整備効果を生かし、新市街地の整備やインターチェンジ周辺の産業系土地利用などの都市基盤整備を計画的に進めてまいりました。

現在、武蔵引田駅北口では、市施行による土地区画整理事業も順調に進み、建物移転も始まり、少しずつ街の形も見えてきたところであります。

委員の皆様方のご協力に感謝申し上げますとともに、今後も市の都市計画の進展に向け、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日、諮問させていただきました案件は、秋多都市計画生産緑地地区の変更でございます。

生産緑地につきましては、都市農地として、その機能を生かした都市環境の形成に努めていくことが、極めて重要であると考えております。

市といたしましては、今後も、農業と都市施策の連携を図るとともに、農業者及び関係する皆様のご理解やご協力をいただき、地域特性を生かした都市農地の活用にも努めてまいります。

後ほど、本日の案件について、担当から説明させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。市長につきましては、公務によりここで退席させていただきます。

市長

よろしくお願いいたします。

－ 市長退席 －

事務局

それでは、引き続き日程に基づき、進行させていただきます。

現在、参集いただいている委員さんは13名でございまして、あきる野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しております。

ここで、任期満了に伴い、委員の再任がございましたので、ご紹介させていただきます。

はじめに、第1号委員、学識経験者の委員の皆様を紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前を読み上げますので、ご起立お願いいたします。

町田 修二様。

(町田 修二様 挨拶)

続きまして、坂本勇様でございますが、本日都合により欠席となっております。

続きまして、松村 博文様。

(松村 博文様 挨拶)

続きまして、甲野 富和様。

(甲野 富和様 挨拶)

続きまして、宮田 明様。

(宮田 明様 挨拶)

続きまして、第4号委員といたしまして、あきる野市町内会・自治会連合会会長の小山正弘様。

(小山 正弘様 挨拶)

ありがとうございました。以上で再任委員のご紹介になります。

また、警視庁福生警察署署長 菊池敏晃様になりますが、本日は福生警察署 交通課長 小崎和人様にご出席いただいております。

(小崎 和人様 挨拶)

東京消防庁 秋川消防署長 宮澤裕様になりますが、本日は秋川消防署
警防課長 舘岡栄史様にご出席いただいております。

(舘岡 栄史様 挨拶)

なお、東京都 多摩建築指導事務所 建築指導第三課長 河野禎徳様は、
都合により欠席でございます。

続きまして、任期満了に伴いまして、会長の選出についてお諮りしたい
と存じます。

会長は、あきる野市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまし
て、学識経験者から選挙によって定めることとなっております。この度、
再任いただいた学識経験者の町田委員、坂本委員、松村委員、甲野委員、
宮田委員の5名の委員の皆様の中から会長を選出していただきたいと存
じます。

まず、会長候補者につきまして、自薦、他薦問わず、選出いただきたい
と存じますが、いかがでしょうか。

(松村委員より町田委員再任の推挙)

只今、松村委員から、町田委員のご推薦がございました。他にございま
すでしょうか。

ないようですので、お諮りいたします。

会長は引き続き、町田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょ
うか。

(委員 異議なし)

— 満場の拍手 —

異議なしのお声をいただきました。

町田委員の会長就任につきましては、改めて皆様の拍手をもってご承認
いただきたいと存じます。

— 満場の拍手 —

大変ありがとうございました。

会長は、町田委員に決定いたしました。

町田会長につきましては、会長席へお移りいただければと思います。

－ 会長席へ移動 －

それでは、早速ではございますが、会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

(会長 挨拶)

大変ありがとうございました。

続きまして、あきる野市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、会長から会長職務代理のご指名をお願いしたいと存じます。

会 長 　それでは、あきる野市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づきまして、私から職務代理者の指名をさせていただきます。

本日、ご欠席ではございますが、坂本委員に引き続きお願いしたいと考えます。ご本人には、こちらの方からご了解をとらせていただきますので、どうぞご了承の程、お願い申し上げます。

事務局 　ありがとうございました。

続きまして、議事に入る前に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

はじめに、先日配布させていただき、お持ちいただきました、第37回あきる野市都市計画審議会資料になります。

続きまして、本日、お手元に配布させていただきました、日程、委員名簿がそれぞれA4版で1枚ずつになります。

また、先般お送りさせていただきました都市計画審議会の参考資料といたしまして生産緑地買取り申出一覧(参考資料)につきましては、資料の一部に誤りがございますので、差替えをお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事進行につきましては、あきる野市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長になっておりますので、会長よろしく願いいたします。

会 長 　それでは、お手元の日程により、議事を進めさせていただきます。

あきる野市都市計画審議会運営要領第13条第3項におきましては、会

議録の署名について、議長及び議長が指名する委員となっておりますので、指名に当たりまして、名簿順に指名させていただきたいと思っております。

本日の署名人につきましては、高橋委員にお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、市長から諮問のありました秋多都市計画生産緑地地区の変更について審議いたします。事務局の説明をお願いします。

【秋多都市計画生産緑地地区の変更】

事務局 それでは、秋多都市計画生産緑地地区の変更につきまして、お手元の資料を基に、ご説明させていただきます。

お手元の資料につきましては、1ページから3ページまでが計画書、4ページは理由書、5ページ以降につきましては、計画図となっております。

はじめに、1ページの計画書をご覧ください。

「第2 削除のみを行う位置及び区域」をご覧ください。

こちらの区域については、地区の全部又は地区の一部を削除するものであり、面積は、合計で約18,240平方メートルとなります。

削除する理由としましては、買取り申出による行為の制限解除に伴うものが11件、土地区画整理事業の実施による仮換地指定に伴うものが2件となっております。

次に、「第3 追加のみを行う位置及び区域」をご覧ください。

農業者の申出により、都市農業の振興や良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地について、6地区、約4,570平方メートルを指定するものです。

次に、2ページをご覧ください。新旧対照表になりますが、ただ今、ご説明しました削除と追加を併せて、全17地区の変更を行うものです。

次に、3ページをお開きください。

今回の変更によりまして、現在の367地区、面積約65.43ヘクタールを、365地区、面積約64.06ヘクタールに変更するものです。

4ページにつきましては、変更の理由書となっております。変更理由につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

5ページをお開きください。

ここからは、各地区の説明になります。
図面中央やや右上側の地区番号136になります。
相続に伴う行為制限解除により、地区の全部約860平方メートルを削除するものです。

6ページをお開きください。
図面中央の地区番号171になります。
相続に伴う行為制限解除により、地区の全部約830平方メートルを削除するものです。

7ページをお開きください。
図面中央の地区番号199になります。
相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約1,280平方メートルを削除するもので、変更後は、約1,470平方メートルとなります。

次に、8ページをお開きください。
図面中央の地区番号230になります。
相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約370平方メートルを削除するもので、変更後は、約2,950平方メートルとなります。

続きまして、9ページをお開きください。
図面右側の地区番号350になります。
相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約330平方メートルを削除するもので、変更後は、約1,430平方メートルとなります。

続きまして、図面左側の地区番号392になります。
主たる農業従事者の身体の故障に伴う行為制限解除により、地区の一部約470平方メートルを削除するもので、変更後は、約1,860平方メートルとなります。

続きまして、図面中央やや右側、格子状のハッチで示しております地区番号523になります。
農業者の申出により、新たに、約610平方メートルを追加するもので、変更後は、約1,460平方メートルとなります。

続きまして、10ページをお開きください。
図面中央の地区番号375になります。
相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約720平方メートルを削除するものです。

また、同地区の右上側、格子状のハッチで示している箇所につきまして

は、農業者の申出により、新たに、約760平方メートル追加するもので、変更後は、約1,510平方メートルとなります。

11ページをお開きください。

図面中央やや左上側の地区番号436になります。

相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約1,130平方メートルを削除するもので、変更後は、約630平方メートルとなります。

続きまして、ただ今ご説明いたしました地区番号436の下側の地区番号437になります。

相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約1,550平方メートルを削除するもので、変更後は、約2,460平方メートルとなります。

図面中央下側の地区番号517になります。

相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約120平方メートルを削除するもので、変更後は約1,820平方メートルとなります。

12ページをお開きください。

図面右側、格子状のハッチで示しております地区番号465になります。

農業者からの申出により、新たに、約650平方メートルを追加するもので、変更後は、約1,530平方メートルとなります。

続きまして、図面左上側、格子状のハッチで示しております地区番号472になります。

農業者からの申出により、新たに、約810平方メートルを追加するもので、変更後は、約2,530平方メートルとなります。

続きまして、図面左下側、格子状のハッチで示しております地区番号478になります。

農業者からの申出により、新たに、約210平方メートルを追加するもので、変更後は、約1,700平方メートルとなります。

13ページをお開きください。

図面中央の地区番号527になります。

相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約680平方メートルを削除するもので、変更後は、約4,350平方メートルとなります。

資料14ページをお開きください。

地区番号の529及び532の2地区につきまして、一括してご説明させていただきます。

この地区は、現在、市施行で進めております土地区画整理事業地内の生産緑地でございます。

当該地区の生産緑地につきましては、平成27年度及び平成30年度に

追加指定をしております。今回、仮換地指定を受けたことにより、従前地の既指定の生産緑地地区につきまして、一度削除を行っております。また、引き続き、換地先において生産緑地の指定の意向がいただけた方につきまして、指定申請により生産緑地の追加を行っております。

計画図をご覧ください。黒塗りで表現されている部分が、今回仮換地を受けた、既指定の生産緑地を削除する地区を表しています。格子状のハッチの部分につきましては、換地先で生産緑地の指定を行う地区でございます。

なお、地区番号529番の右下の追加部分につきましては、昨年度の仮換地時に削除したものになりますが、今回、追加指定の意向により指定するものです。

これらの削除及び追加について、2地区を合わせまして、約9,900平方メートルの削除及び約1,530平方メートルの追加を行うものでございます。

変更の説明については以上となります。

ただ今、ご説明させていただきました、都市計画の変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づく東京都協議におきまして、武蔵引田駅北口土地区画整理事業施行区域について、生産緑地地区の追加を積極的に推進するとともに、市域全体においても、さらなる追加を推進することが望ましいと昨年、一昨年と同様の意見がありました。本市といたしましては、この意見を踏まえ、引き続き、緑地機能や多目的緑地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、積極的な生産緑地の追加指定を推進するとともに、農業委員会と連携し、都市農地貸借円滑化法を活用しながら、市民農園や新規就農者への貸借による維持・保全を図ってまいります。

また、同法第17条第1項の規定に基づき、11月16日から11月30日までの2週間、都市計画案の縦覧に供したところ、住民、利害関係者より意見書の提出はございませんでした。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手お願いいたします。
はい、委員どうぞ。

委 員 まず、今回、大きな地図を送付いただきましてありがとうございます。

全体の様子がよく分かってとても参考になりました。

その地図を見ていたときに、今回追加している部分が、五日市地区に集中しているようですが、これがたまたまなのか、もし何か五日市に集中している理由があれば教えていただきたいです。

会 長 事務局お願いします。

事務局 お答えいたします。

五日市地区に今回追加指定が多いということですが、今回の追加指定につきましては、引田地区を除いて、全て五日市地区ということでおっしゃるとおりでございます。

過去の状況を見たところ、昨年、令和3年度につきましては、3件中1件が秋川地区の追加で、2件が五日市区の追加でした。こちらは、引田地区を除いた数値であります。

令和2年度を見てみますと、11件の追加指定がありまして、そのうちの8件が秋川地区、残りの3件が五日市地区という形になっております。

令和元年度につきましては、五日市地区1件という状況となっております。

また、平成30年度につきましては、3件中、秋川地区が0件、五日市地区が3件、29年度につきましては、1件の追加指定がありまして、秋川地区が1件追加となっております。

これを見てみますと、五日市地区が多かったり、秋川地区が多かったりという状況ですので、特段の理由はございません。農業者によって変わってくると思います。

会 長 はい、委員どうぞ。

委 員 ありがとうございます。たまたまということで理解いたしました。

それから、今回、生産緑地の総面積が少し減っているため、15年前からの生産緑地の面積推移を確認してみたところ、引田の区画整理の追加指定の部分を除くと、年によって多少上下があるのだが、だんだんと面積が減っていました。傾向としては、15年前から1年間で約1ヘクタールずつ減ってきていると分かりました。ここで、特定生産緑地という制度が入ったことで今まで続いていた傾向が変わる可能性があるのか、そういうものには影響しないと市は見ているのか、その見解をお聞きしたいです。

会 長 事務局お願いします。

事務局 お答えいたします。

減少傾向にあるということで、特定生産緑地という制度により歯止めがかかるかどうかというお話しかと思います。

特定生産緑地制度は、農業者の申出により、生産緑地の指定期限を10年間延長するものでありますが、この制度により10年間は農地の保全が確保される形になります。

しかしながら、この間に相続や故障に伴う行為制限解除により削除が行われる可能性がありますので、一概に特定生産緑地が歯止めをかけるかということは、なかなか言いがたいところがあると思います。

会 長 はい、委員どうぞ。

委 員 はい、分かりました。なかなか歯止めにはならないのかなと思います。資料12ページの8/10になります。ここの左側の地区番号478の追加指定に関してですが、面積的には、210平方メートルと小さいが、いわゆる一団の農地ということで指定されたのかなと思います。一団の農地という捉え方には、かなり幅があるのではないかと思うのですが、あきる野市としては、この一団の農地の一団をどのように捉えていくのか、そのお考えを聞かせていただければと思います。

会 長 事務局お願いします。

事務局 お答えいたします。

生産緑地区の一団の考え方ということでございます。

生産緑地の指定につきましては、平成29年の生産緑地法改正を受けまして、改正された都市計画運用指針により、これまでは、6メートル程度までの道路・水路等に隔てられた300平方メートル以上の農地等のみを認めておりましたが、改正により、稠密な市街地等におきまして、同一の街区または隣接街区に存在する、個々の農地の面積100平方メートル以上ものについては、一団として捉え、指定を行うことが可能となっております。

当該地区の一団の考え方といたしましては、今回追加の生産緑地の北西側にある既に指定されている生産緑地地区と隣接の街区にあるという考えから、追加を行うものでございます。

今後につきましては、国が示す方針に基づき、柔軟に追加指定していきたいと考えております。

会 長 はい、委員どうぞ。

委 員 はい、分かりました。柔軟にということで、字を全て含めてしまうとい

うところまでは、なかなか難しいのかなと思いますが、国の出されている方針に基づいて柔軟になるべく指定できるような形で行っていくと理解いたしました。ありがとうございます。

会 長 はい、委員どうぞ。

委 員 資料の5ページになります。秋留地区なのですが、ここは既に区画整理が終わっている地域になってまして、農地は一カ所にまとめる形になっていましたが、今は既に、白いところは生産緑地が解除され、住宅も建っています。またここで、新たに生産緑地が解除になるため、段々緑地が減ってきているのですが、秋留地区について区画整理を行った当時、農地はどのような位置づけだったのかお伺いしたいです。

会 長 事務局お願いします。

事務局 お答えいたします。

こちらの生産緑地につきましては、組合施行による雨間土地区画整理事業の区域内にある生産緑地であり、平成2年に事業認可を受けて、平成14年度に換地処分をしました。

この区画整理事業では、良好な市街地を形成するために、地権者の皆様が話し合いを行いました。地区全体を見て、住宅地や共同住宅などをバランス良く配置することを検討し、農地と住宅の混在化を避けるために、集合化して農地の保全を図った。このような位置づけで、農地の集合化を図りました。

会 長 はい、委員どうぞ。

委 員 ありがとうございます。

農地を続けやすくするために集合化したと理解しました。

ただ、やはり今回も相続による解除ということですので、様々な理由があつて、段々畑がなくなってしまうことは、せっかく集合化して保全を図ったのに残念なことだと思います。しかし、これを持ってダメということは言えないので、なるべく緑地として生かせるような支援を考える必要があると思いました。

14ページの引田地区についてなのですが、今回、追加された部分と削除された部分があり、追加分の中には削除分の中からの移転も含まれていると先ほどの説明でお聞きしました。

この追加分に関しては、今後も畑を続けると考えて良いのか確認したいです。

会 長 事務局お願いします。

事務局 お答えいたします。

14ページのところなのですが、黒塗りで塗られているところが削除、格子状のハッチのものが追加となっております。

これについては、新規指定ということで、30年間の制約がありますので、続けるという意向のもと指定しています。

会 長 はい、委員どうぞ。

委 員 はい、30年続けるということは本来、生産緑地を指定する際に当然あったはずの約束なのですが、今回の区画整理地域内のところは、そうではなく解除されている訳なので、あえて続けるのか確認させていただきました。住宅の中にはなりますけど、農のある住宅街を作っていくという話がありますので、是非存続していただきたいと思っています。

それから、今回の削除で大量に指定した平成27年の時の生産緑地は何%残ることになるのか伺います。

会 長 事務局お願いします。

事務局 生産緑地が最終的にどのくらい残るかという考え方でよろしいでしょうか。

委 員 はい。

事務局 従前地につきましては、27年度と30年度を足したもので10万2600平方メートルの生産緑地がございました。

こちらにつきましては、区画整理事業ですので、従前地から仮換地に指定され、指定された後、手を挙げたいくつかが、生産緑地に指定されています。

まず、従前地から仮換地に指定された面積が約7万4500平方メートルであるため、2万8100平方メートルがなくなったという形になります。

そのうち、生産緑地に指定されたのが、約9600平方メートルで、仮換地に対して残った面積の割合は、12.9%になります。

会 長 はい、委員どうぞ。

委員 はい、まず、確認したいことは、2015年と2018年に生産緑地の指定をしており、その後、仮換地が行われたという状況だと思いますが、2015年と2018年に生産緑地に指定したものは、全て仮換地指定は終わったのか確認したいです。

会長 事務局お願いします。

事務局 全て終わったということになります。

会長 はい、委員どうぞ。

委員 ありがとうございます。

そうしますと、先ほど、委員から質問のあった内容の回答についてなのですが、2015年に生産緑地に指定された方は、おそらく仮換地の後も生産緑地として続けていく方だと思います。

この審議会でも何回か問題視させていただいているのは、2018年の追加指定のことなのです。そのため、先ほどの12.9%は、平成27年のものも入ってしまってますので、2018年に追加で生産緑地に指定したもののうち、どのくらいが残ったのか教えていただきたいです。

会長 事務局お願いします。

事務局 30年度に追加したものがどうなったのかというお話かと思います。こちらについて、先ほどと同じような形でご説明いたしますと、従前地の面積が9万6000平方メートルに対して、仮換地として残った面積は6万9700平方メートルになります。そのうち、生産緑地に指定したものは、4800平方メートルになります。仮換地の面積に対する生産緑地の指定割合は、約6.9%になります。

会長 はい、委員どうぞ。

委員 はい、分かりました。

全体では、12.9%ですけれども、追加指定につきましては、7%未満であったということが分かりました。

会長 他にご質問はございませんか。
はい、委員どうぞ。

委 員 確認ですが、一番終わりにある生産緑地の買取り申出一覧の中にあります、農業委員会の関係で主たる従事者証明の取得について、平成30年と書いているのですが、このタイミングで出されているのかお聞きしたいです。

会 長 事務局お願いします。

事務局 お答えいたします。
参考資料1番の平成30年のものですが、主たる従事者の証明は、相続が発生した後に取得しております。
ただ、その後の買取り申出につきまして、主たる従事者証明の取得時期は、都市計画の方では定めておりませんので、買取り申出が出てきたのが、後になったということになります。

委 員 はい、分かりました。

会 長 他にご質問はございませんか。
それでは、ご意見ありましたらお願いいたします。
はい、委員お願いいたします。

委 員 区画整理のところの生産緑地については、2018年12月の第31回都市計画審議会、2020年12月の第34回都市計画審議会で色々質疑や意見を述べさせていただいたので、今日は簡単に意見を言わせていただきます。
生産緑地の指定について、会長の方から都市計画審議会の場なので、区画整理の区域内について、どのようなまちづくりをしていったら良いのか、そういう方向性を考えなければならない。その前段として市は、生産緑地の提案をしているという投げかけがありました。それに対して、市のお答えが二つあったと思います。
一つは、緑地化の計画であり、生産緑地を指定する中で緑地化をし、産業ゾーンにおける緑地機能を数値化して制度を設けましたとお答えになったと思います。
ただ、これについては、生産緑地の指定とは、関係がないと私の方で質問させていただいて、2018年12月の審議会では、確認させていただきました。
ですので、生産緑地の指定をしたということが、区画整理の事業におけるまちづくりの中で産業ゾーンの緑地を進めるものだという理論は破綻していると思います。
もう一つおっしゃっていたことは、都市農地法が変わったので、都市

の農地が宅地化すべきものから、あるべきものになったということでも市街化区域内の農地を残す可能性が広がったため、区画整理事業地内でもなるべく生産緑地を指定して、換地後も残していきたい。そのとき、おっしゃたのは、極力、今指定したものを再編、集約化して農地として残すようにすると言われました。しかし、蓋を開けてみれば、今回の結果でした。結果的には、追加指定した生産緑地は7%未満で、しかも集約化されていないわけです。こうなることは、最初から分かっていたわけなので、2018年の審議会では、私の方で色々意見を言わせていただきました。それにも関わらず、非常に強引な形で8ヘクタール近くの土地を生産緑地に指定して、予想どおり、4年後には7%未満を残して、全部解除されてしまった。

このことについては、市の方が市議会ではっきりと生産緑地の指定は地権者の税負担の軽減策でもあると認めているわけです。税負担の軽減策でもあるのではなく、税負担の軽減策だったと言えます。なのでこういう結果になったと思います。

私は、都市計画審議会としては、今回の区画整理事業における生産緑地の指定がまちづくりの手法として機能しなかった。生産緑地に指定するということが、換地後の緑地の確保を図るということには無理があったんだということを都市計画審議会として、しっかり指摘する必要があると思います。そうでないと、生産緑地制度の誤った使い方として、あきる野市が悪しき前例を作っていくことになってしまいますので、ここでしっかりとそのことは申し上げたいと思います。そういう意味で、この諮問案件には同意できませんということを意見として言わせていただきます。

以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

はい、委員どうぞ。

委 員

今、委員がおっしゃったのが、そのとおりだなと思っております。生産緑地指定がこういう形で使われることでまじめに農業をやるために生産緑地を使われている方たちが変なふうに言われるようなことにはなってははいけませんし、また、生産緑地をきちんと残していかななくてはいけないという市の方針もそれはどうなのという見方をされていくようなことにはなってははいけないと思います。

他の部分については、できれば畑として残していただければと思いますが、こればかりは、やむを得ない部分もありますし、また追加があるので、そういったところは認めていきたいと思います。しかし、この引田の件については、やはり認めるわけにはいかないの、私も反対した

いと思っております。

会 長

はい、ありがとうございました。

他に何かご意見ございますでしょうか。

特にないようですので、以上で質疑は終了させていただきまして、お諮りいたしたいと思えます。

本案について、ご意義なしの方は挙手お願いいたします。

意義なしが多数を認めます。あきる野市都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、委員の過半数により、本案は異議なしと決することといたします。ありがとうございました。

他にないようであれば、本日の議題を終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議題はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

以後、事務局の方に進行をお返しします。

事務局

会長、議事の進行をいただきまして、ありがとうございました。

ここで、次回の都市計画審議会の予定をご報告させていただきます。

次回ですが、前回、10月の審議会で都市計画マスタープランについて2月中旬頃開催予定とご案内いたしました。現時点において2月15日(水)の午後に都市計画マスタープランの策定についてお諮りさせていただきますので、ご出席の程、よろしく願いいたします。

本日は、慎重なご審議を賜りありがとうございました。

これをもちまして、審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。